



第二次守谷市男女共同参画推進計画



概要版

計画の趣旨

市では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現に向けて、平成17年に「守谷市男女共同参画推進計画」を、平成21年に「守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画」を策定し、市民・事業者・団体等との連携のもと、男女共同参画推進に関する施策を計画的・積極的に推進してきました。

このたび、「守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画」の計画期間が平成26年度で終了するにあたり、今後も引き続き男女共同参画の推進を図るため、「第二次守谷市男女共同参画推進計画」を策定することとします。

計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会の形成の促進に関する市の施策を、総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「守谷市男女共同参画推進条例」第8条に基づき策定される計画です。

本計画は、上位計画を「第3次男女共同参画基本計画」、「茨城県男女共同参画基本計画（第二次）」及び「第二次守谷市総合計画」とし、それらの趣旨を踏まえつつ、関連する他の部門の個別計画との整合性を図りながら、「守谷市男女共同参画推進条例」に定めた基本理念の具現化を目指すための基本計画として策定します。

また、本計画の一部を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるものとします。

計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。



● 第二次守谷市男女共同参画推進計画 施策体系

7つの基本理念

基本目標

主要課題

施策

成果指標

現状値
(H25年度)

目標値
(H29年度)

男女共同参画社会の実現

①②③④⑤⑥⑦

男社政家あ生国
女会策庭ら涯際
のに等生ゆに的
人おの活るわ視
権け立と教た野
のる案社育るで
尊制及会の健の
重度び活機康協
及決動会へ調
び定のにの
慣へ両お配
行の立け慮
に共る
つ同男
い参女
て画共
の同参
配画
慮の推
進

I 男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり

男女平等に関する意識啓発分野です。社会を構成する一人ひとりに対して、男女平等や、あらゆる分野における男女共同参画に関する理解を促すことで、男女共同参画社会実現のための基盤づくりに努めます。

1. 男女共同参画への啓発・教育の推進
2. メディアにおける男女共同参画の推進
3. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
4. ライフステージに応じた女性の健康支援
5. 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進

- ・男女共同参画に関する学習機会、情報の提供
- ・男女平等を推進する教育、学習の充実
- ・広報活動・刊行物等(メディア)における表現の徹底
- ・情報を活用できる能力(メディアリテラシー)の向上促進
- ・DV防止対策の推進
- ・DV相談体制の整備
- ・DV被害者保護、支援の推進
- ・母性の保護と母子保健の充実
- ・中高年齢期における女性の健康の保持・増進
- ・男女共同参画に関する国際的動向の理解促進

男女共同参画推進事業への参加者数	1,350人	1,500人
男女共同参画についてのHP閲覧回数	726回	800回
性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合	75.2%	75.0%
小中学校における児童・生徒・保護者を対象とする携帯電話・スマートフォン等のICT使用に関する啓発事業開催数	22回	24回
DVが人権侵害だと理解している市民の割合	—	100.0%
生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問実施率	87.3%	100.0%
子宮がん・乳がん検診受診率	10.0%	50.0%
男女共同参画に関する国際的情報の提供回数	0回	3回
女子差別撤廃条約を知っている市民の割合	—	50.0%

II 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり

家庭生活・地域活動の場及び市政運営における男女平等の取組み分野です。男性の家庭参画、地域活動への参画機会の提供や女性の登用促進を通して、誰もが男女共同参画の視点を持って主体的に活躍できる社会の構築を目指します。

1. 家庭生活における男女共同参画の促進
2. 地域活動における男女共同参画の促進
3. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- ・男性の家庭参画に関する相談、学習機会等の提供
- ・市民活動における男女共同参画の促進
- ・女性の視点を取り入れた防災体制づくり
- ・審議会等への女性の積極的登用

家庭生活に関する教室・講座等への男性参加	26.9%	30.4%
性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合(再掲)	75.2%	75.0%
自治会活動等の地域活動に参加している女性の割合	54.9%	55.0%
女性消防分団の活動回数	17回	13回
審議会等における女性委員の割合	32.2%	34.0%
管理職につく市女性職員の割合	17.3%	30.0%
女性委員ゼロの審議会等の割合	18.0%	14.0%

III 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり

雇用・就業の場での男女平等の取組み分野です。性別により差別されることのない職場環境づくりや、多様な働き方を可能とする情報提供、ワーク・ライフ・バランスの周知を促すことで、誰もが意欲を持って就労することのできる社会を目指します。

1. 働く場における男女平等の実現
2. 生涯にわたる雇用・就業の支援
3. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- ・雇用の場における働きやすい環境の整備
- ・自営業における働きやすい環境の整備
- ・多様な就業形態における労働条件の整備
- ・就業・起業に関する支援
- ・ワーク・ライフ・バランスのための子育て支援
- ・ワーク・ライフ・バランスのための介護等支援
- ・ワーク・ライフ・バランスのための市民、事業者等への働きかけ

「職場における男女の地位の平等感」について平等と感じる市民の割合	—	25.0%
ハローワーク等からの求人情報提供数	59回	65回
市男性職員の育児休業取得状況	0%	10.0%
市職員の介護休暇取得状況	0%	3.0%
保育所入所待機児童数	6人	0人
ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている市民の割合	—	50.0%

重点課題

国や県の動向や、市の後期計画達成状況及び市民意識調査等を踏まえ、この計画を効果的に推進するため、特に力を入れて取り組む課題です。

1 男女共同参画に対する理解の促進

性別による固定的な役割分担意識は、男女が、自らの意思によって個性や能力を発揮して生きていける社会を構築する上での妨げとなっています。このため、あらゆる場面で男女共同参画に関する意識啓発に取り組むことは、男女共同参画社会実現に向けた基盤づくりにつながります。

2 DV被害者の保護、支援に向けた体制整備

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。被害者の個人の尊厳を傷付けるばかりでなく、男女が対等な立場で自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっています。このため、被害者の心身の安全確保と、自立に向けた支援を行えるよう、連携体制の一層の強化が必要です。

3 女性の活躍の促進

国は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標達成に向け、行政・政治・経済分野においてポジティブ・アクション導入の検討を要請しています。市においても、審議会等への女性参画促進や女性の積極的な採用・登用を推進するほか、企業に対しても各種情報を提供するなど、女性の活躍を促進することが必要です。

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに、やりがいや充実感を持って働きつつ、ライフステージに応じていきいきと活動するためには、仕事や家庭・地域生活のバランスを図ることのできる環境づくりが重要です。このため、市民の誰もが多様な生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの推進が必要です。



男女共同参画に関する国際的な指数

日本の女性の社会参画は、国際的に見て全般的に低い水準となっています。原因としては、仕事と子育ての両立支援策やワーク・ライフ・バランスの推進が進まないこと等が挙げられますが、現状を数値で示すデータを紹介します。

ジェンダー不平等指数（GII）

2013 年日本順位（25 位／152 か国）

健康、エンパワーメント、労働市場の3つの分野において、人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているか測定する指数（数値が低いほど男女格差が少ない。）
日本は、妊産婦死亡率や中・高等教育への進学状況などの指標が評価され、高い順位になったと考えられます。

順位	国名	GII 値
1	スロベニア	0.021
2	スイス	0.030
3	ドイツ	0.046
4	スウェーデン	0.054
5	デンマーク	0.056
5	オーストラリア	0.056
7	オランダ	0.057
8	イタリア	0.067
9	ノルウェー	0.068
9	ベルギー	0.068
—	—	—
25	日本	0.138

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

2014 年日本順位（104 位／142 か国）

経済、教育、健康、政治の分野ごとのデータから作成され、各分野を総合した平均値により男女格差を示す指数（0 が完全不平等、1 が完全平等）。
日本は、政治分野における女性の割合や女性管理職の割合の低さなどが反映され、低い順位となったと考えられます。

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.8594
2	フィンランド	0.8453
3	ノルウェー	0.8374
4	スウェーデン	0.8165
5	デンマーク	0.8025
6	ニカラグア	0.7894
7	ルワンダ	0.7854
8	アイルランド	0.7850
9	フィリピン	0.7814
10	ベルギー	0.7809
—	—	—
104	日本	0.6584

語句説明

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

男女の同一の権利の確保・様々な分野における女性差別の根絶を目的に、1979 年国連総会において採択された条約。1981 年発効。日本は 1985 年加入。

ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供する「積極的改善措置」のこと。

守谷市生活経済部市民協働推進課

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950-1

TEL0297-45-1111（代表）

E-mail kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp